

議案第18号

日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月4日提出

日野町長 景山 享弘

日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年日野町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 略</p> <p><u>(再任用職員についての適用除外)</u> <u>第17条の3 第4条、第4条の2及び第5条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>(賃金等で雇用する職員の給与) 第18条 略</p> <p><u>(委任)</u> <u>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 略</p> <p>(賃金等で雇用する職員の給与) 第18条 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。